

説明資料

# 『国土縮図型都市における多彩な フィールド活用特区』のご提案



# 概要

- 成熟社会を迎える中、投資を最小限に抑え、国土縮図型都市といわれる本市特有の多彩なフィールドを最大限活用し、同時多発的に各種実証を行うことで、国家戦略特区制度を推進し、ひいては日本の経済成長を牽引する。
- 現在既の実証実験を行っている項目(自動運転、ドローン)については、サンドボックス制度を活用し、民間企業とともに事業推進を図っていく。

## 本市の特徴

### ■ 多彩なフィールド

- 国土縮図型政令指定都市(海・山・川・湖・都市部から中山間地域)
- 再生可能エネルギーの宝庫(太陽光、風、水、都市廃棄物、海洋エネルギーなど)
- 事業用太陽光発電の導入件数(10kw以上)及び全出力の導入量が全国でトップ

### ■ 進取の気風

- 他所者を受け入れる気風、やらまいか精神(まず、やってみよう)
- ホンダ・ヤマハ・スズキの国内3メーカー創業の地・浜松
- 平成2年の改正入管法の施行を契機に外国人(主にブラジル)市民が急増し、多文化共生社会を目指した取組みをいち早く実施してきた。 ⇒定住外国人の第二世代活躍のステージへ(言葉の壁を克服して大学へ進学し、大手企業に就職し活躍する日系ブラジル人が現れ始めている。)



☆全国に先駆けて多種多様な実証実験を行うことが可能な都市

# 『国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区』のご提案

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 提案1 グローバル企業認定による 外国人材受入れ拡大

- ① グローバル企業認定による手続きの簡素化及び期間の短縮

## 提案2 「サンドボックス」制度の活用

- ① 「サンドボックス」制度の活用
- ② 自動運転車の実証実験
- ③ 小型無人機(ドローン)の実証  
(既存項目)実験テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

## 提案3 中山間地域の活性化

- ① 携帯無線通信を行う係留気球の設置
- ② 森林組合が行う組合員以外の事業分量制限の緩和
- ③ 林業普及指導員の資格要件の拡大
- ④ 森林組合の総代定数の緩和
- ⑤ 森林経営計画 属地計画(区域計画)の区域要件の緩和
- ⑥ 森林経営計画 属人計画の面積要件等の緩和

## 提案4 分散型エネルギーの地産地消

- ① 分散型エネルギー導入の際の立地基準

## 既存項目で活用したい内容

- ① NPO法人の設立手続きの迅速化
- ② 滞在施設の旅館業法の適用除外
- ③ 企業による農地取得の特例
- ④ 農業支援外国人材の受入れ
- ⑤ テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例  
(※再掲(提案2)「サンドボックス」制度の活用)

## 追加提案

※平成30年1月29日の国家戦略特区WGヒアリング以降)

# 提案3 中山間地域の活性化

## 規制改革項目⑤ 森林経営計画属地計画（区域計画）の区域要件の緩和／概要 規制改革項目⑥ 森林経営計画属人計画の面積要件等の緩和／概要

### 【目的】

- ▶ 民間企業や自伐林家の積極的な森林経営の参入による森林整備の推進。

### 《現状》

- ▶ 市内では、6森林組合が中心となって地域の森林経営を実施。
- ▶ 市内には、民間企業(6認定事業体等)や自伐林家も存在するが、森林経営への参画が不十分。

### 《課題》

- ▶ 森林組合が計画的に森林経営計画を策定し森林整備が進んでいる地域と、森林経営計画の策定が遅れ森林整備が進まない地域が存在。
- ▶ 民間企業や自伐林家は森林組合に比べ、森林経営計画の策定要件を満たすことが困難。

### 《対応》

- ▶ 森林経営計画の区域及び面積要件等を緩和し、民間企業や自伐林家が森林経営計画の策定を推進し、森林整備が遅れている地域等の森林経営に積極的に参画。

#### 【新会社設立】

- ・地元民間企業が出資し、森林経営(計画策定等)を行う新会社の設立を準備中(設立時は3社程度が参画予定)。
- ・新会社の運営には本規制改革が重要。

提案  
規制  
改革

### 【規制改革項目】

#### ■ 森林経営計画 属地計画（区域計画）の区域要件の緩和

(現) 市町村が定める一定区域内において30ヘクタール以上の面積規模であること

(提案) 法律で定める「区域」は集約化の目安とし、一定区域内に縛られることなく30ヘクタール以上であれば計画策定可能

〈関連法令〉 森林法施行規則第33条第1号

### 【規制改革項目】

#### ■ 森林経営計画 属人計画の面積要件等の緩和

(現) 自ら所有している森林の面積が100ヘクタール以上

(提案)

- ・「所有面積100ヘクタール以上」を「所有及び長期受託面積で50ヘクタール以上」に緩和
- ・策定できる者を「森林所有者」のみから「森林所有者と森林経営管理法に係る意欲と能力のある林業経営者」に緩和

〈関連法令〉 森林法施行規則第33条第2号

### 【期待される主な効果】

- ▶ 森林組合と民間企業等の競争が生まれ、森林所有者に森林施業の選択肢が広がる
- ▶ 既存の森林組合中心の体制が再編され、民間企業等による森林経営計画の策定が進み、地域の森林整備が拡大
- ▶ 森林経営管理制度(31年度開始)の運用の鍵となる「意欲と能力のある林業経営者」の支援に繋がる横展開可能なモデル 3

# 提案3 中山間地域の活性化

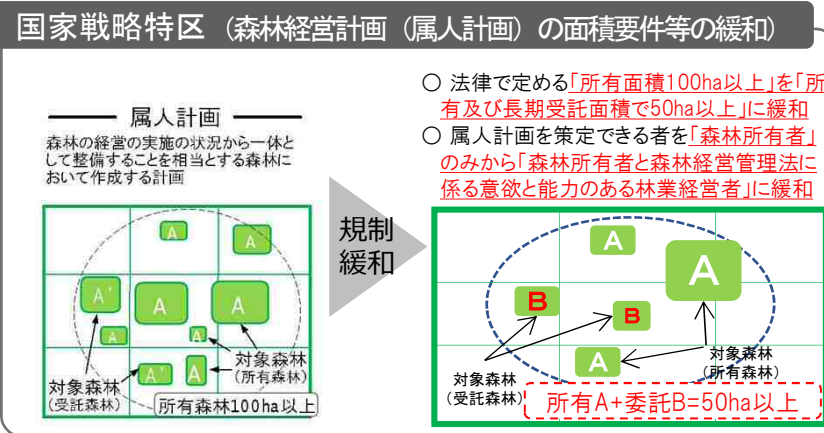
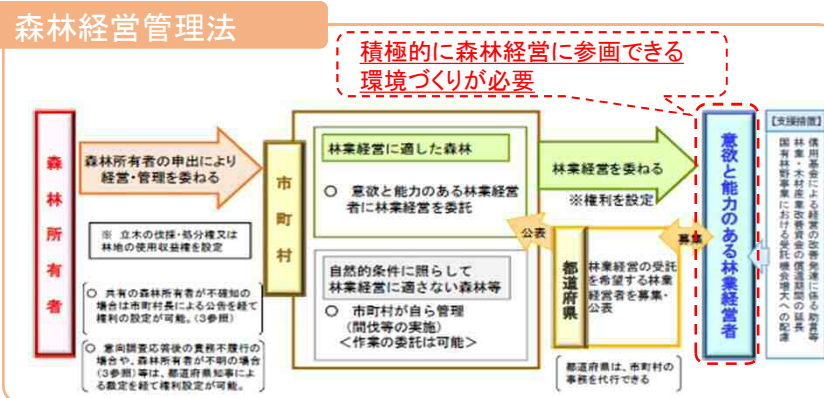
## 浜松市が目指す新たな森林管理「浜松版森林経営管理モデル」

- 新たな森林管理システムの実効性を高めるために、規制改革により、運用の鍵となる「意欲と能力のある林業経営者」の森林経営への参画を後押しすることが必要
- 新たな森林管理システムと特区による規制緩和を融合させた「浜松版森林経営管理モデル」を確立し、全国に横展開させる

### 「浜松版森林経営管理モデル」の概要



- 【現状】
- ・ 経営計画面積は約30% (市内人工林の割合)
  - ・ 大半は森林組合が作成
  - ・ 残り70%の森林整備が遅れている
- 【課題】
- ・ 民間企業や自伐林家の積極的な森林経営が必須
  - ・ 民間企業や自伐林家は経営計画の策定が困難



- 【効果】
- ① 森林組合と民間企業等の競争が生まれ森林所有者に森林施業の選択肢が広がる
  - ② 既存の森林組合中心の体制が再編され、民間企業等による森林経営計画の策定が進み、地域の森林整備が拡大
  - ③ 森林経営管理制度の運用の鍵となる「意欲と能力のある林業経営者」の支援に繋がる横展開可能なモデル

# 既存項目で活用したい内容

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 【規制改革事項】

### ■ NPO法人の設立手続きの迅速化

特定非営利活動法人の設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間（現行1か月）を2週間に短縮する。

<関連法令> ■国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利法人設立促進事業

## 【現状】

NPO法人の設立認証申請や定款変更認証申請があった場合、最短でも申請書の受理後、縦覧期間の1ヶ月間を経なければ認証又は不認証の決定が出せない。

## 【課題】

手続きに時間がかかるため、NPO法人の活動が遅れることがある。

## 【活用イメージ】

縦覧期間が2週間に短縮される。

## 【効果】

法人の設立や定款変更の手続きが迅速化される。



# 既存項目で活用したい内容

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 【規制改革事項】

### ■ 滞在施設の旅館業法の適用除外

「国内外旅行者の滞りに適した施設」を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。

<関連法令> ■国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

### ■ 旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化

国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞り者への重要事項説明が不要であることを明確化。

<通知> ■国家戦略特別区域法における国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業と宅地建物取引業法の関係について  
(平成26年12月5日 国土動第87号)

## 【現状】

中山間地域には、滞りして、日常の生活を体験できる施設がほとんど存在しないため、地域団体が、空き家を利用した短期お試し住宅の運営を検討している。

## 【課題】

旅館業法が適用される場合、空き家への設備投資が必要となるため実施ができない。

## 【活用イメージ】

地域団体により、空き家等を活用した短期お試し住宅が設置される。

## 【効果】

住民サポートによって移住者の増加、関係人口の増加、空き家の活用が促進されることで、地域力の活性化が図られる。

# 既存項目で活用したい内容

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 【規制改革事項】

### ■ 企業による農地取得の特例

農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。

<関連法令> ■国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業

## 【現状】

農業者の高齢化や離農などにより担い手が不足しているため、優良農地の耕作放棄地化が予測される。一方、農業に参入する一般法人は増加しており、その経営農地面積も増加傾向にある。一般法人のなかには、農地の取得を希望する法人もある。

## 【課題】

将来にわたって安定した農業経営を考える一般法人は農地の取得を希望するが、現状の制度では農地所有適格法人でないと取得ができない。

## 【活用イメージ】

農地取得を希望する一般法人が、地方自治体を通じて農地を取得し、不耕作や違反転用など不適正な利用の場合は当該自治体へ所有権を戻すなど、一定の要件を満たす場合には農地の取得を認めるもの。

## 【効果】

一般法人の農業経営の安定化、農外企業の新規農業参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消



# 既存項目で活用したい内容

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 【規制改革事項】

### ■ 農業支援外国人材の受入れ

外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。

＜関連法令＞ ■ 国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

## 【現状】

本市は、農業産出額第7位(平成28年推計値)であり、170を超える多品目の農産物を生産している。そのなかで、農林業センサス(平成27年調査)では、1億円を超える農業経営体が44あり、若手農業者を中心に経営規模拡大を図っているが、労働力の確保が一つの課題となっている。

## 【課題】

現在の技能実習制度では、雇用契約を締結する農業経営体以外での実習の実施が認められていないため、周年雇用できる品目に限られる。本市は、季節ごとに多品目の生産が行われているため、一定の時期に支援人材が必要となることも多いが、それに対応できていない。

## 【活用イメージ】

- ・温州みかんの収穫・出荷作業(10月～12月)への活用【3月×12年】
- ・茶の生産・収穫・製茶・販売への活用【周年】
- ・生産物ルー(たまねぎ→馬鈴薯→とうもろこし・オクラ→さつまいも→みかん等)による活用【周年】

## 【効果】

経営規模の拡大に必要な人材を確保し農業経営者が経営に注力できる環境を整えることで、市場ニーズへの対応や販売力の強化が図られ、「強い農業」の実現を図る。

# 既存項目で活用したい内容

※全国で実現となった規制改革メニュー、構造改革特区メニュー以外

## 【規制改革事項】

- テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例【「サンドボックス」制度の活用】  
特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。

＜関連法令＞ ■国家戦略特別区域法第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

## 【現状】

患者は、遠隔診療が実現したとしても、服薬指導のため薬を受け取りに薬剤師が常駐している薬局に出向き、薬を受け取る必要がある。

## 【課題】

中山間地域等の条件不利地域に住む高齢者は、外出の手段を持たないことが多いため、遠方の病院へ出かけ医師の診療を受けたり、薬局まで出かけ薬剤師と対面して薬を受け取ることが非常に困難である。

法改正により、遠隔診療は認められたが、遠隔での服薬指導は認められていない。

## 【活用イメージ】

中山間地域の医療機関において、テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例により、ドローン等で患者の自宅に薬を届け、テレビ電話により薬剤師が服薬指導する。

## 【効果】

高齢者等が、中山間地域においても治療を受けられ、住み続けることができる生活環境を維持する。

# お問い合わせ先

浜松市企画調整部企画課



〒430-8652 浜松市中区元城町103-2  
TEL053-457-2241 FAX050-3730-1867  
[kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

